

月報私学

日本私立学校振興・共済事業団広報

2
2009

VOL.134



校舎内にあるエステサロン実習室 (Salon de Brillier) での施術風景
写真提供：日本エステティック専門学校 (北海道札幌市)

CONTENTS

- リレー連載 寄付金戦略を考える 第2回 アメリカにおける金融危機と大学財政…………… 2
- 平成20年度 私立大学等経常費補助金特別補助の採択状況 …………… 4
- 平成19年度決算集計からみた大学・短期大学・高等学校の財務状況 …………… 6
- 私学事業団の刊行物…………… 9
- 資格取得・資格喪失報告書の事前受付…………… 10
- 私学共済制度の加入者資格…………… 11
- 退職時の手続き②—資格・短期・年金—…………… 12
- 75歳以上で引き続き私学に勤務している教職員への保健事業の実施について／
75歳到達月における高額療養費算定基準額の特例について／
短期掛金率のうち「特定保険料率に相当する掛金率」について…………… 13
- I N F O R M A T I O N…………… 14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内…………… 16

リレー連載

寄付金戦略を考える

第二回 アメリカにおける金融危機と大学財政

国立大学財務・経営センター研究部教授 丸山 文裕

アメリカの大学の寄付募集は長い歴史があり、その戦略も多様化していることは、これまでしばしば指摘されてきた。しかしサブプライム・ローン問題に端を

発した世界経済の大混乱は、大学財政にも直接的にも間接的にも影響を及ぼしている。そしてそれは大学の寄付募集やそれによって築かれた基本財産にも及んでいる。ここではアメリカの高等教育専門新聞クロニクル紙(The Chronicle of Higher Education)が、二〇〇八年秋掲載した記事を中心に、アメリカの大学財政の最新事情について紹介しよう。

1 大きな影響

金融市場の冷え込み時には、大学への寄付も減る傾向にある。このような状況では、これまで寄付募集活動に長年の経験のある大学での影響が少なく、寄付募集の経験が浅い大学は、よりダメージが大きいという。経験のある大学では、幅広い寄付者層を抱えているからである。住宅産業の落ち込みが激しいニューヨーク州では、寄付募集活動も大きな影響を受けている。また寄付が株式でなされることも多いアメリカでは、株式市場

の下落で寄付額が減少する事態も出ている。今回の金融危機で寄付募集キャンペーン開始延期の決定を余儀なくされた大学も出ている。

大学によっては経済不況による減収を補うため、授業料の値上げが予測されるが、これによって進学を断念する学生も出てこよう。また経済不況は在学生の親の経済状況にも影響を与えている。裕福な家庭出身と思われた学生も突如、企業倒産によって困窮者になる場合もある。そのため私立大学の中には、学生への奨学金を増額するためや、民間の学生ローンの貸し渋りに対処するため、基本財産そのものを切り崩すところも出ている。バスター大学(Bassar College)では、学生の援助に当初予算より一億円ほど超過支出が必要となり、基本財産から急遽支出したという。

経済危機のもとでも大きな影響を受けるのは、授業料収入に依存する割合が高い小規模私立大学や経済不況の業種を抱える州の州立大学である。自動車会社の本社や工場が立地するミシガン州では、州立大学の閉校も検討されているという。経済不況時に学生は進学先の選択により

慎重になり、大学の授業料や奨学金や学生ローンにより注意を払う。十分な奨学金を提供できない大学は、歩留まり率が下がり、新入生数の予測が難しくなる。

2 金融危機に巻き込まれる学長

金融危機の引き金になった投資銀行のベア・スターンズの倒産は、二人の現役学長の地位を危うくしている(クロニクル紙Nov.7,2008)。アメリカでは三分の一の学長が、企業の役員会に名を連ねているといわれる。学長にとってその地位は、名誉や金銭的報酬ばかりでなく、その企業からの寄付申し出の機会を広げるものである。よって学長ばかりでなく大学にとっても有益である。

ベア・スターンズの倒産によって、経営陣の経営責任が株主から追及され、訴訟に発展することが予測される。また最悪の場合、連邦議会での証人喚問の可能性もある。ベア・スターンズの二二人の役員会の中には、ノースウェスタン大学(Northwestern University)とセントジョン大学(St. John University)の二人の有名私立大学学長が含まれている。クロニクル紙によれば、学長の辞任は必至のようである。アメリカの大学では、学長ばかりでなく理事についても、寄付を期待して私立大学や州立大学でも任命されるケースが多い。今後金融、小売、自動車産業などで企業倒産が続けば、学長や理事の辞任が続くであろう。

3 ささまざまな対応策

多くの大学は、これまで経済不況と自大学の経営状況とは無関係と捉えてきた傾向があったという。しかし今回の経済危機はいささか事情が異なるようである。州からの財政援助減額、融資条件の悪化、基本財産の損失などが短期間に集中して起こった。

それに対してさまざまな対応策がとられようとしている。人件費節約のため常勤教員から非常勤教員にシフトする大学もある。ボストン大学(Boston University)では、雇用の凍結とキャンパス設備整備プロジェクトの中止が決定された(クロニクル紙Oct.10,2008)。キャンパスの効率性を高めるため、夜間授業や週末授業の拡大を試みることもある。またカレッジ・スポーツやキャンパス・ブツ



ノースダコタ州立大学の図書館
(ノースダコタ州立大学HP <http://www.ndsu.nodak.edu/>より)



北テキサス大学のマシューズホール
(北テキサス大学HP <http://www.unt.edu/index.htm>より)

クスタアからの事業収入の増加に期待する大学もある。
過去の経済不況時には、多くの大学は裁量経費、人件費、インフラ整備費を削減し対応してきた。私企業と異なり、大学は自然退職以外、めったに教職員の解雇をしないものだが、予算逼迫が続くとレイオフも起きる。日産自動車の工場があるテネシー州のメンフィス大学 (The University of Memphis) では、教職員一五名の早期退職者を募った。それによって約一・五億円の経費削減を目指しているという。

州からの補助金減額に対して、州立大学の中には授業料の値上げを考えているところもある。国立大学財務・経営センターでは、二〇〇八年十一月にミシガン州の高等教育財政についての訪問調査を行ったが、同州もその一つである。ミシ

ガン州はデトロイト市を有し、自動車産業によって経済が支えられている州である。ビッグ3の不振で、経済が特に芳しくない。ここでは州立大学といえども州からの補助金が少なく、その分を授業料収入で補っている。州立大学でも授業料は高額であり、フラッグシップのミシガン大学では州内学生でも授業料だけで一〇、四四七ドル(約一〇〇万円)、生活費を入れると二一〇万円を超える。州外学生にいたっては、授業料だけで三一、三〇一ドル(約三二〇万円)、生活費込みで四二〇万円と私立大学並みに高額化している。今後さらに値上げの可能性もある。しかし値上げは学生数の減少、特に優秀な学生の確保が困難になるという難点もある。

4 混乱の中の勝者
今回の金融危機において大学の世界に敗者ばかりでなく、勝者も作り出した。勝者は基本財産に富んだ私立大学とエネルギー資源州の州立大学である。それらの大学は優秀な研究者や教員を困窮している大学から、比較的安価なサラリーでヘッドハントでき、大学ランキングの向上の機会と捉えている。また寄付者は財務状況の芳しくない大学に寄付をためらいがちであるので、裕福な大学では財務の安定性を武器に寄付者を確保することができる。

石油、ガス、鉱物などエネルギー資源州の大学も勝者である。ガソリン価格上昇で利益を得たダラスやヒューストンではそれほど影響は出ていない。北テキサス大学 (The University of North Texas) では、産学連携プロジェクト推進に当たって新たに研究員を募集している。ノースダコタ州立大学 (North Dakota State University) では昨年三〇人の教員を新規採用し、今年も二六人追加予定である。またアラスカ大学 (The University of Alaska) は、インフラ整備と新築ラッシュに沸いているという(クロニクル紙Oct31,2008)。

経済不況で失業者が増えると、職業技術修得やキャリア・アップを目指し、高等教育進学者が増加する現象をチャンスと捉える高等教育関係者もいる。職業教育志向の強いコミュニティ・カレッジや、授業料の比較的安価な四年制州立大学は、入学者数の増加が見込まれる。また四年制大学に進学する前に、まず授業料の安いコミュニティ・カレッジに進学し、その後四年制大学に転学する学生らがいるので、コミュニティ・カレッジは人気が出よう。

今回の金融危機において大学の世界に敗者ばかりでなく、勝者も作り出した。勝者は基本財産に富んだ私立大学とエネルギー資源州の州立大学である。それらの大学は優秀な研究者や教員を困窮している大学から、比較的安価なサラリーでヘッドハントでき、大学ランキングの向上の機会と捉えている。また寄付者は財務状況の芳しくない大学に寄付をためらいがちであるので、裕福な大学では財務の安定性を武器に寄付者を確保することができる。

石油、ガス、鉱物などエネルギー資源州の大学も勝者である。ガソリン価

格上昇で利益を得たダラスやヒューストンではそれほど影響は出ていない。北テキサス大学 (The University of North Texas) では、産学連携プロジェクト推進に当たって新たに研究員を募集している。ノースダコタ州立大学 (North Dakota State University) では昨年三〇人の教員を新規採用し、今年も二六人追加予定である。またアラスカ大学 (The University of Alaska) は、インフラ整備と新築ラッシュに沸いているという(クロニクル紙Oct31,2008)。

経済不況で失業者が増えると、職業技術修得やキャリア・アップを目指し、高等教育進学者が増加する現象をチャンスと捉える高等教育関係者もいる。職業教育志向の強いコミュニティ・カレッジや、授業料の比較的安価な四年制州立大学は、入学者数の増加が見込まれる。また四年制大学に進学する前に、まず授業料の安いコミュニティ・カレッジに進学し、その後四年制大学に転学する学生らがいるので、コミュニティ・カレッジは人気が出よう。

今回の経済不況がどのくらい続くかは不明であり、大学の被る損失額は計算できていないところも多い。この状況下で、自大学の学生が困窮しているときに基本財産を切り崩して経済援助するか。人件費、教育経費、施設設備費、予算削減の順位はどのようにするのか。ここしばらく大学は重要な選択を強いられることは確かである。

表 クロニクル紙の分析する金融危機での勝者と敗者

勝者	敗者
基本財産の豊かなブランド大学	授業料収入に依存する私立大学
コミュニティ・カレッジ、授業料の安い州立大学、通信教育プログラム	多くの施設設備整備プロジェクトを抱える大学
ミッションなど大学アイデンティティの明確な大学	資金調達において金融市場依存度が高い大学
幅広い寄付者プールを抱える大学	中所得家庭
エネルギー資源州：アラスカ、コロラド、テキサス、ワイオミング州など	住宅産業に依存する州：アリゾナ、カリフォルニア、フロリダ、ネバダ州など

出所：The Chronicle of Higher Education, October 10, 2008

◇丸山文裕(まるやまふみひろ)
一九八三年ミシガン州立大学Ph.D.を得。梶山女子園大学教授などを経て、二〇〇二年より現職。高等教育論専門。主著に「私立大学の経営と教育」(東信堂、二〇〇二年)などがある。

今月の〇〇 (編集部より)
「寄付募集活動の積み重ね」

世界的な金融危機は寄付募集にも悪い影響を及ぼしています。その中で、幅広い寄付者層をプールしている大学では、寄付募集に影響が少ないとのこと。寄付金戦略を考える上で、長年の寄付募集活動の積み重ねが大事なようです。

平成二十年度 私立大学等経常費補助金 特別補助の採択状況

私学事業団が交付する私立大学等経常費補助金特別補助では、競争的視点を取り入れ、有識者による審査を基に採択を行う補助項目を設けています。本号では、今年度の採択状況等について取り上げます。

一 平成二十年度の採択制補助項目

今年度の採択制補助項目は、次の①から③の三項目です。

- ①教育・学習方法等改善支援
教育・学習方法等の改善のための取り組みを支援するために、私立大学等が取り組む課題を対象に補助するもので、採択年度から三年間優先的に補助されます。
- ②新規学習ニーズ対応プログラム支援経費
社会人の新たな学習ニーズにこたえるためのプログラムの開発・実施を行う学校のプロジェクトを対象に補助するもので、採択年度から三年間優先的に補助されます。
- ③定員割れ改善促進特別支援経費
定員割れ解消のために、学校規模の適正化及び改善・効率化に取り組み私立大学等に対し、一定額を原則として五年間

(三年後に中間評価を実施) 補助されます。

二 審査・採択方法

採択に当たっては、「私立大学等経常費補助金特別補助検討委員会」(以下「検討委員会」といいます)の下に置かれている審査専門委員が書面審査を行います。書面審査は、補助項目ごとに定められている審査の視点に掲げられた事項を総合的に評価しています。この審査結果をもとに、検討委員会において審議が行われ、予算額の範囲内で採択課題が決定されます。

なお、「定員割れ改善促進特別支援経費」の採択に当たっては、書面審査の結果をもとに審査専門委員で構成する改善計画審査委員会における合議審査により予算額の範囲内で採択候補校の選定が行われた後、検討委員会において審査結果の審議が行われ、採択校が決定されます。

三 申請状況及び採択状況(表)

①教育・学習方法等改善支援
私立大学等一校につき、新規分と継続分を合わせて一二件(ただし、継続分の

みで一二件以上の場合は、当該継続分すべてを申請することができるが新規分の申請はできない)までの申請としました。新規分の審査においては、「イ」から「へ」六つの区分で、それぞれ審査を行いました。この結果、総申請数四、二三二件(新規分一、五六四件含む)のうち、三、五七〇件(新規分九〇二件含む)が採択(新規分の新規分採択率五七・七%)されました。

②新規学習ニーズ対応プログラム支援経費
私立大学等一校につき一件(一プロジェクト)の申請としました。総申請数六四件(新規分三五件含む)のうち、五二件(新規分二三件含む)が採択(新規分の採択率六五・七%)されました。

表 採択制補助項目 採択状況

採択制補助項目	申請 学校数	申請件数		採択 学校数	採択件数		新規分 採択率 (B/A)	前年度 新規分 採択率	
		総数	うち新規 (A)		総数	うち新規 (B)			
①教育・学習方法等改善支援	701校	4,232件	1,564件	672校	3,570件	902件	57.7%	60.8%	
審査区分	イ 教育・学習方法等の改善のための組織的な取組み	527校	1,099件	471件	467校	863件	235件	49.9%	55.2%
	ロ 教育分野の多様化、学際化に対応する教育研究	336校	631件	222件	307校	543件	134件	60.4%	63.8%
	ハ マルチメディアの活用により教育効果の向上を図る教育研究	338校	583件	229件	307校	503件	149件	65.1%	64.2%
	ニ 二学生の体験を重視した教育研究	373校	782件	286件	337校	659件	163件	57.0%	66.1%
	ホ 豊かな人間性の育成・建学の理念等を達成する教育等	428校	776件	253件	398校	689件	166件	65.6%	57.8%
	ヘ 国際社会に対応できる人材の育成を図ること等を目的とした教育研究	242校	361件	103件	213校	313件	55件	53.4%	61.1%
学校別(再掲)	大学、高等専門学校	467校	3,175件	1,142件	453校	2,690件	657件	57.5%	58.6%
	短期大学	234校	1,057件	422件	219校	880件	245件	58.1%	67.7%
②新規学習ニーズ対応プログラム支援経費	64校	64件	35件	52校	52件	23件	65.7%	70.4%	
学校別	大学、高等専門学校	47校	47件	27件	39校	39件	19件	70.4%	66.7%
	短期大学	17校	17件	8件	13校	13件	4件	50.0%	80.0%
③定員割れ改善促進特別支援経費	111校	111件	79件	61校	61件	30件	38.0%	43.2%	
学校別	大学	61校	61件	41件	38校	38件	19件	46.3%	43.5%
	短期大学	50校	50件	38件	23校	23件	11件	28.9%	40.0%

(注1) 教育・学習方法等改善支援の学校数は、1学校で複数の申請が認められているため、各審査区分の学校数の合計と一致しない。
 (注2) 定員割れ改善促進特別支援経費の申請学校数等には、継続分のうち支援を継続することが適当でないと判断したものを含む。

平成十九年度決算集計からみた 大学・短期大学・高等学校の財務状況

平成二十年十二月に私学事業団では、平成二十年度版「今日の私学財政」を刊行しました。今回は学校法人が安定的かつ持続した経営を追求するために欠かせない帰属収支差額を中心に分析しました。

毎年捻出される帰属収支差額は、当該年度における借入金元金返済や施設・設備にかかる支出に充てるとともに、その残余を将来の安定経営に資するための財政体力の強化の源泉としなければならぬのです。

1 法人別の財務状況

(1) 大学法人

大学法人は主に短期大学の四年制大学化により法人数が大幅に増加しています。対四年度比の趨勢率で帰属収入は一四・一・三％に対し、消費支出は一五・七・八％とどちらも大きく伸びていますが、支出が収入の伸びを上回っているため、結果として帰属収支差額の趨勢率は五二・三％と半減しています。表1の帰属収支差額比率は四年度の一五・六％から五・八％へと大きく減少しており、少子化による法人規模の縮小とともに、支出

の減少割合が収入の減少割合に追いつかない状況となっていることから、帰属収支差額比率の悪化傾向に歯止めがかかっていません。

表2によると、帰属収支差額比率がマイナスの割合は五二・七法人中一八二法人、三四・五％と三法人に一法人がマイナスという状況です。そのうち三九法人はマイナス二〇％以下という状況です。

(2) 短期大学法人

一方の短期大学法人は大学法人とは逆に法人数が大きく減少しています。対四年度比の趨勢率で帰属収入は三三・九％に対し、消費支出は四五・二％とどちらも大きく減らしていますが、収入の減が支出の減を上回っているため、帰属収支差額の趨勢率は一・九％とマイナス寸前の状態となっています。表1の帰属収支差額比率は四年度の二六・〇％から一・四％へと大きく減少しています。大学法人以上に収支状況が厳しくなっています。

表2によると、帰属収支差額比率がマイナスの割合は一三六法人中六四法人、四七・二％と二人に一法人がマイナス

表1 帰属収支差額比率の年度別推移 (法人別)

年度	大学法人		短期大学法人		高等学校法人	
	法人数	帰属収支差額比率	法人数	帰属収支差額比率	法人数	帰属収支差額比率
4	357	15.6%	262	26.0%	619	15.7%
5	363	15.4%	259	24.1%	621	14.4%
6	378	15.1%	247	22.1%	631	13.1%
7	385	15.7%	242	18.5%	644	14.0%
8	393	14.8%	236	14.6%	646	10.5%
9	399	13.6%	234	19.3%	640	6.4%
10	409	12.7%	227	7.5%	644	5.9%
11	418	12.0%	219	7.4%	641	6.8%
12	435	11.7%	204	4.5%	637	6.4%
13	456	9.9%	189	3.2%	626	4.1%
14	469	8.1%	178	4.0%	618	3.2%
15	482	8.3%	164	2.8%	618	3.2%
16	495	7.3%	155	7.0%	622	3.5%
17	504	7.8%	147	4.8%	626	3.8%
18	516	6.6%	142	3.1%	648	2.1%
19	527	5.8%	136	1.4%	641	1.0%
増減	170	△9.8	△126	△24.6	22	△14.7

表2 帰属収支差額比率がマイナスの割合 (法人別)

年度	大学法人				短期大学法人				高等学校法人			
	計	△0%以下	同割合	△20%以下	計	△0%以下	同割合	△20%以下	計	△0%以下	同割合	△20%以下
4	357	17	4.8%	2	262	12	4.6%	0	619	75	12.1%	9
5	363	24	6.6%	2	259	11	4.2%	0	621	78	12.6%	6
6	378	17	4.5%	4	247	8	3.2%	1	631	78	12.4%	7
7	385	20	5.2%	4	242	16	6.6%	2	644	97	15.1%	8
8	393	24	6.1%	3	236	33	14.0%	5	646	141	21.8%	10
9	399	28	7.0%	4	234	38	16.2%	6	640	174	27.2%	18
10	409	31	7.6%	6	227	65	28.6%	16	644	179	27.8%	25
11	418	37	8.9%	7	219	72	32.9%	21	641	186	29.0%	25
12	435	69	15.9%	8	204	81	39.7%	22	637	199	31.2%	17
13	456	109	23.9%	25	189	85	45.0%	25	626	228	36.4%	37
14	469	124	26.4%	37	178	79	44.4%	26	618	231	37.4%	35
15	482	121	25.1%	33	164	57	34.8%	18	618	245	39.6%	33
16	495	123	24.8%	30	155	56	36.1%	16	622	279	44.9%	47
17	504	138	27.4%	25	147	51	34.7%	16	626	313	50.0%	61
18	516	167	32.4%	30	142	65	45.8%	18	648	321	49.5%	56
19	527	182	34.5%	39	136	64	47.1%	9	641	312	48.7%	58
増減	170	165	29.7	37	△126	52	42.5	9	22	237	36.6	49

という状況です。そのうち九法人はマイナス二〇%以下という状況ですが前年度の一八法人よりは減りました。

(3) 高等学校法人

法人数は一定していますが、対四年度比の趨勢率で帰属収入は九八・二%と減少している一方で、消費支出は一・五・三%と伸びている関係から、帰属収支差額の趨勢率は六・一%にまで激減しています。表1の帰属収支差額比率も四年度の一五・七%から一・〇%へと大きく減少しており、大学・短期大学法人以上に収支状況が厳しくなっています。

表2によると、帰属収支差額比率がマイナスの割合は六四・一法人中三一二法人、四八・七%と短期大学法人同様、二法人に一法人がマイナスという状況です。そのうち五八法人はマイナス二〇%以下という状況です。

2 部門別の財務状況

(1) 大学部門

表3によると、法人と同様に大学数は増加を続けています。大学数は対四年度比で三七八校から五七二校と一九四校、五・二%も増加しました。しかし、帰属収支差額比率は七年度の二〇・七%をピークに以降は下降を続け、十九年度では八・〇%にまで下降しました。このまま推移した場合、財政体力の強化が困難になってくる恐れが出てきています。

また、表4によると帰属収支差額比率

がマイナスの大学も増加し続けており、四年度の五二校が十九年度には一九四校となりました。そのうち、部門としての収支が成り立たないといわれています。帰属収支差額比率がマイナス二〇%以下の大学は二一校から八三校へと増加しており、今後の推移に注意する必要があります。

表5の規模別では大規模校(二千人以上)の帰属収支差額比率が好調であり、大半の小規模校の収支はマイナスになっています。

表6の地域別では北関東の帰属収支差額比率がマイナスとなっており、好調なブロックは近畿となっています。

(2) 短期大学部門

表3によると短期大学数は減少を続けており、対四年度比で四九五校から三八〇校と一一五校、二・三・二%も減少しました。帰属収支差額比率は二八・四%が十九年度ではマイナス二・四%と初めてマイナスに転じており、短期大学部門の収支の悪化が顕著になってきました。このまま推移しますと、財政体力の強化が困難になるばかりではなく、法人として将来のために蓄えている資金の流出も懸念されます。

また、表4によると、帰属収支差額比率がマイナスの短期大学も急増しており、四年度の五二校が十九年度には二〇三校となりました。そのうち、帰属収支差額比率がマイナス二〇%以下の短

表4 帰属収支差額比率がマイナスの割合 (部門別)

年度	大 学				短期大学				高等学校			
	計	△0%以下	同割合	△20%以下	計	△0%以下	同割合	△20%以下	計	△0%以下	同割合	△20%以下
4	378	52	13.8%	21	495	52	10.5%	18	1255	182	14.5%	24
5	384	54	14.1%	21	497	59	11.9%	20	1258	193	15.3%	22
6	400	62	15.5%	27	497	64	12.9%	21	1266	193	15.2%	25
7	409	55	13.4%	22	497	79	15.9%	31	1282	224	17.5%	23
8	419	63	15.0%	22	498	111	22.3%	34	1286	280	21.8%	39
9	425	48	11.3%	22	499	136	27.3%	51	1279	336	26.3%	52
10	438	63	14.4%	26	496	171	34.5%	74	1283	377	29.4%	60
11	450	63	14.0%	27	493	196	39.8%	95	1286	390	30.3%	63
12	470	89	18.9%	33	487	245	50.3%	122	1287	424	32.9%	71
13	492	113	23.0%	50	468	249	53.2%	137	1273	480	37.7%	98
14	507	133	26.2%	56	460	244	53.0%	128	1268	513	40.5%	105
15	521	151	29.0%	61	447	205	45.9%	112	1267	530	41.8%	121
16	537	152	28.3%	63	435	193	44.4%	106	1269	594	46.8%	149
17	547	166	30.3%	62	418	190	45.5%	100	1270	650	51.2%	193
18	561	179	31.9%	80	404	212	52.5%	104	1290	666	51.6%	168
19	572	194	33.9%	83	380	203	53.4%	103	1273	702	55.1%	185
増減	194	142	20.1	62	△115	151	42.9	85	18	520	40.6	161

表3 帰属収支差額比率の年度別推移 (部門別)

年度	大 学		短期大学		高等学校	
	学校数	帰属収支差額比率	学校数	帰属収支差額比率	学校数	帰属収支差額比率
4	378	19.5%	495	28.4%	1255	17.0%
5	384	19.6%	497	26.9%	1260	15.1%
6	400	19.4%	497	25.3%	1267	13.8%
7	409	20.7%	497	22.7%	1283	13.7%
8	419	20.0%	498	19.2%	1286	11.4%
9	425	19.4%	499	16.0%	1279	9.0%
10	438	18.9%	496	11.7%	1283	7.1%
11	450	17.5%	493	9.2%	1286	7.3%
12	470	18.2%	487	3.1%	1287	6.8%
13	492	16.3%	468	0.4%	1273	4.1%
14	507	13.7%	460	0.9%	1268	3.3%
15	521	13.3%	447	2.3%	1267	2.5%
16	537	11.4%	435	6.8%	1269	1.5%
17	547	10.9%	418	2.5%	1270	0.7%
18	561	9.8%	404	0.0%	1290	0.3%
19	572	8.0%	380	△2.4%	1273	△0.8%
増減	194	△11.5	△115	△30.8	18	△17.8

期大学は一八校から一〇三校へと増加しており、今後の動向には十分注意する必要があります。

表5の規模別では大学同様に大規模校(千五百人以上)の帰属収支差額比率が好調であり大半の小規模校の収支がマイナスになっています。

表6の地域別では十八年度で六ブロックが帰属収支差額比率でマイナスでしたが十九年度では全一ブロック中八ブロックがマイナスと、プラスなのは東北、甲信越、九州だけとなりました。

(3) 高等学校部門

表3によると高校数は一定数で推移しており、大学・短期大学のような大きな変化はありません。しかし、高校は義務教育に近い位置付けとなっており進学率は高く、そのことが逆に少子化の影響を最も受けやすい環境となっています。

そのため帰属収支差額比率は主に生徒等納付金の減少により帰属収入が減少していることに加え、消費支出の削減が収入の減少に追い付かないことにより一七・〇％あったものが十九年度ではマイナス〇・八％と短期大学同様、前年度の〇・三％からさらに悪化しマイナスに転じました。

このまま推移した場合、やはり短期大学同様、財政体力の強化が困難になるばかりでなく、法人として将来のために蓄えている資金の流出も懸念されます。

また、表4によると帰属収支差額比率がマイナスの高校も急増しており、四年

度の一八二校が十九年度には七〇二校となりました。そのうち、帰属収支差額比率がマイナス二〇％以下の高校は二四校から一八五校へと増加しており、今後の動向には十分注意する必要があります。

表5の規模別では特に小規模校の帰属収支差額比率がマイナスになっています。

表7の県別では半数を超える都道府県の帰属収支差額比率がマイナスとなっています。

3 まとめ

帰属収支差額は始めにも記しましたように法人経営・学校経営に重大な影響を及ぼすものです。

マイナス分を過去の蓄積の取り崩しで補填しては、施設・設備等の老朽化は避けられず、教育活動にも支障が生じてきます。

少子化という個々の法人・学校ではどうにもならない問題もあり、今後の学校経営は縮小均衡の方向へ向かわざるを得ないと考えられます。

しかし、少子化は外的問題であり、教育内容の充実・特色化や経費削減のような内容は自助努力で改革することは可能であり、現実に小規模であったとしても元気に学校経営を行っているところはたくさんあります。

そのためには、理事長のリーダーシップは欠かせません。また、教員面では学長・校長のリーダーシップが必要であり、法人・学校の組織体制も平時体制では乗

表6 帰属収支差額比率の地域別分析 (19年度：大学・短大)

Table with 4 columns: 地域, 大学 (学校数, 帰属収支差額比率), 短期大学 (学校数, 帰属収支差額比率). Rows include 北海道, 東北, 北関東, etc.

表5 帰属収支差額の規模別分析 (19年度)

Table with 6 columns: 学生数, 大学 (学校数, 帰属収支差額比率), 短期大学 (学校数, 帰属収支差額比率), 高等学校 (学校数, 帰属収支差額比率). Rows include ~0.5千人, 0.5~1千人, etc.

り切れません。組織の見直しも含め教職員全体で危機意識と情報を共有することも必要です。今回の決算集計から改めてその認識をもつて学校経営に当たっていただくことを切に希望します。

表7 帰属収支差額比率の県別分析 (19年度：高等学校)

Table with 8 columns: 都道府県, 学校数, 帰属収支差額比率, 都道府県, 学校数, 帰属収支差額比率, 都道府県, 学校数, 帰属収支差額比率. Rows include 北海道, 青森県, 岩手県, etc.

お問い合わせ先
私学経営情報センター 私学情報室
Eメール center@singaku.go.jp



私学事業団の刊行物



経営実務に
役立つ一冊

学校法人の経営に関する実務問答集《第3次改訂版》



学校法人から寄せられた会計、税務及び法令等の経営実務に関する様々な相談の中から他の学校法人においても参考となりそうな内容をQ & A形式にまとめて掲載しています。

今回の改訂版では、平成17年に行われた学校法人会計基準の改正内容や、最近の状況を踏まえ、従来の内容の見直しを行いました。学校法人の経営実務にぜひお役立てください。

【内容】

- I. 学校法人会計
- II. 税務
- III. 私立学校法等

■平成20年12月刊 ■A5判 362頁 定価3,500円(税込) ※送料別途

経営戦略立案
のために

今日の私学財政

『平成20年度版 大学・短期大学編』

『平成20年度版 高等学校・中学校・小学校編』

全国の学校法人等にご協力いただいた「学校法人基礎調査」のデータから、財務データを設置者別、都道府県別などに集計・分析し、収録しました。また、財務分析を行うための財務比率の計算方法や全国平均値なども掲載しています。学校法人等の経営状態の早期把握など、今後の法人運営にぜひお役立てください。

また、平成20年8月に発行しました平成19年度版「専修学校・各種学校編」及び「幼稚園・特別支援学校編」もぜひご活用ください。

■平成20年12月刊 ■A4判 268頁 定価3,500円〔大・短編〕
256頁 定価2,300円〔高・中・小編〕
(税込) ※送料別途

☆上記刊行物のほかにも、「今日の私学財政」のバックナンバーなどがご購入可能です。刊行物によっては売り切れの場合もございますので、詳しい在庫状況については、下記の学校経理研究会までお問い合わせください。

刊行物のご購入を希望される方は下記までお問い合わせください。

NPO法人 学校経理研究会 TEL 03-3239-7903 FAX 03-3239-7904
Eメール gaku@keiriken.net http://www.keiriken.net/

※刊行物の内容については下記までお問い合わせください。

私学経営情報センター私学情報室 TEL 03-3230-7846・7847(実務問答集) FAX 03-3230-8727
TEL 03-3230-7844(今日の私学財政)

資格取得・資格喪失報告書の事前受付

三月二日(月)から受け付けを始めます

毎年三月末から四月上旬は資格取得や資格喪失などの届け出が集中します。そこで加入者証等ができるだけ早くお届けするために、資格取得報告書等の事前受付を三月二日(月)から実施します。三月三十一日退職者及び四月一日採用者等教職員の異動を予定している学校法人等は、ぜひ事前受付をご利用ください。

■提出上の注意

① 事前受付の対象となる報告書等は左表のとおりです。なお、通常分の報告書等とは区別して提出してください。

対象となる報告書等	事由発生
①資格取得報告書 ・新規資格取得 ・再資格取得	4月1日 資格取得等
②所属学校等変更報告書 ③被扶養者認定申請書 (取得と同時に申請分に限る)	
④資格喪失報告書 ⑤任意継続加入者申出用資格喪失報告書	3月31日 退職

※継続資格取得は対象外です

③ 「資格取得報告書」については、私

学共済制度の加入履歴を確認し、「1. 新規資格取得」「3. 再資格取得」のいずれかを丸で囲んでください(継続資格取得は事前受付の対象外です)。

また、「資格取得報告書」には正確に基礎年金番号の記入をするとともに**基礎年金番号通知書等の写しを添付**してください。

④ 書類不備による返送等があると再提出の受付日以降に処理しますので、その分加入者証及び確認通知書等の発送が遅くなります。

⑤ 任意継続加入者が引き続き四月一日から再資格取得する場合は、事前受付の対象とはなりません。

■報告内容の訂正

① 事前受付の報告書の内容に誤りがあったときは、必ず「訂正申出書」等により訂正手続きをしてください。

※ 例年、取得時給与の訂正が多くなっ

ています。誤りのないよう確認のうえ提出してください。

なお、訂正処理後の加入者証等の発送は四月中旬以降となります。

② 「任意継続加入者申出用資格喪失報告書」を提出した後に再就職が決定し、資格喪失日(退職日の翌日)から他の健康保険又は共済組合等に本人として加入した場合は、任意継続の取り下げが必要となりますので、必ず申し出てください。

なお、資格喪失日以後に、次の事由による任意継続の取り下げはできませんのでご注意ください。

- ・配偶者等の被扶養者となる
- ・国民健康保険の被保険者となる

■加入者証等の取り扱い

① 三月三十一日退職者は、退職日まで加入者証を使用して保険診療を受けることができるため、加入者証は退職後に必ず回収してください。

② 「資格取得報告書」と「被扶養者認定申請書」を同時に提出した場合でも、被扶養者の認定処理に時間がかかることがあります。このため、資格取得の処理が先行し、被扶養者の表示がない加入者証が先に送付される場合があります。

被扶養者認定処理後に被扶養者を表示した加入者証を改めて送付しますので、先に送付された被扶養者の表示が

ない加入者証は返納してください。

③ 報告内容の訂正をした場合は、訂正処理後に正しい内容の加入者証等を送付しますので、訂正前の加入者証等は返納してください。

加入者証返納の際は、「資格喪失による加入者証返納理由書(1)」又は「差し替えによる加入者証返納理由書(2)」(平成二十年版「事務の手引」八四頁参照)を添付し、返納してください。

	今年度	(参考) 昨年度
受付期間	3月2日以降	2月28日～3月11日
決定日	受け付けから8日～10日後の火曜日・金曜日	3月18日
発送日	決定日から3日後(土・日・祝日を除きます)	3月26日

今年度は毎週2回の決定後に順次加入者証等の発送を行います。

※受け付けから加入者証等の発送までの事務処理に概ね2週間(標準処理期間)が必要となります。

※処理状況に関する電話照会は大変混み合いますので、標準処理期間中はお待ちください。

※3月中に加入者証が学校法人等へ届いた場合でも、4月1日以降に該当者にお渡しください。

② 提出書類は記入もれのないようご注意ください。特に、学校記号番号に誤りがあると誤送付につながり、誤送付先の学校へ大変な迷惑をおかけすることになりますので、正確に記入してください。

私学共済制度の加入者資格

学校法人等に使用され、給与を受けている人は、私立学校教職員共済法により私学共済制度の加入者となります。個人の意思で加入したり脱退したりすることはできません。
採用された教職員等が資格要件を満たし加入者に該当するときは、速やかに「資格取得報告書」を提出してください。

加入者資格には法的根拠があります

私立学校に勤務する教職員等は、私立学校教職員共済法第十四条に基づき私学共済制度の加入者となります。

私立学校教職員共済法

第十四条（加入者）

私立学校法第三条に定める学校法人、同法第六十四条第四項の法人又は事業団（以下「学校法人等」という。）に使用される者で学校法人等から給与を受けるもの（次に掲げる者を除く。以下「教職員等」という。）は、私立学校教職員共済制度の加入者とする。

- 一 船員保険の被保険者
- 二 専任でない者
- 三 臨時に使用される者
- 四 前三号に掲げる者のほか、常時勤務に服しない者

たる資としない人をいいます。例えば、兼任講師や医師、弁護士等を本業とする教職員が挙げられます。

(3) 臨時に使用される者

「臨時に使用される者」とは、雇用関係の実態が臨時的人である人で、次に該当する場合をいいます。

ただし、臨時的名目によって使用されていても雇用関係の実態が常用的で、契約期間経過後も引き続き使用されるような場合は、常用的使用関係になったとして加入者となります。

- ① 臨時の業務につき、二か月以内の期間を定めて使用される人。例えば、季節的・一時的業務に使用される人、夏期講習会の講師・事務員等が挙げられます。ただし、所定の期間を経過した後も引き続き使用されるに至ったときは、その翌日から加入者となります。
- ② 日々雇い入れられる人。ただし、引き続き一か月以上使用されるに至ったときは一か月を経過した日の翌日から加入者となります。

2 「適用が除外される者」とは

(1) 船員保険の被保険者
「船員保険の被保険者」は適用が除外されます。

(2) 専任でない者

「専任でない者」とは、他に本業があり学校法人等から受ける給与を生計の主

常用的使用関係にあるかどうかの判断基準

学校法人等と常用的使用関係にあるかどうかについては、次の三点に留意して取り扱うこととなります。

- ① 常用的使用関係にあるか否かは、当該教職員等の労働日数、勤務時間、就労形態、勤務内容等を総合的に勘案して取り扱うこと。
- ② 一日又は一週間の所定労働時間及び一か月の所定労働日数が、当該学校法人等において同種の業務に従事する通常の教職員等の所定労働時間及び所定労働日数の概ね四分の三以上であるときは、原則として加入者として取り扱うこと。
- ③ ②に該当しない人であっても、①の趣旨に従い、加入者として取り扱うことが適当な場合があるため、当該教職員等の就労の形態等個々具体的事例に即して判断すること。

学校法人等には資格取得を報告する義務があります

採用された教職員等が資格要件を満たし加入者に該当する場合は、私立学校教職員共済法第四十七条及び施行規則第一条の規定により、学校法人等は資格取得を十日以内に本事業団へ報告する義務があります。

なお、届出用紙は私学共済事業ホームページからダウンロードできます。

退職時の手続き②

— 資格・短期・年金 —

資格 関係

■資格喪失報告書

「資格喪失報告書」は退職日から十日以内に提出してください。

退職日の翌日（資格喪失日）から加入者としての資格がなくなり、加入者証等は使用できません。必ず同報告書に加入者証、遠隔地被扶養者証及び高齢受給者証を添付して返納してください。

なお、長期給付（年金）の加入者期間は資格喪失日の属する月の前月までとなります（月末の退職は退職した月まで、また、月途中での退職はその月の前月までが加入者期間になります）。

■長期給付加入者記録票の送付

加入者が資格喪失すると確認通知書と「長期給付加入者記録票」を学校法人等あてに送付しますので、加入者に必ずお渡しください。

「長期給付加入者記録票」は将来、年金を請求するときに必要な加入者番号や加入者期間が記載されています。

■任意継続加入者になる場合

退職日まで引き続き一年と一日以上加

入者であった人（注一）が資格を喪失したときに任意継続加入者になると、喪失日から原則二年間（注二）は短期給付（休業給付を除きます）及び福祉事業（貸付金及び貯金等を除きます）を受けることができます。

なお、長期給付（年金）の継続はできません。

任意継続加入を希望する場合は「任意継続加入者申出用資格喪失報告書」を退職日から二十日以内に提出してください。後日、本人の住所あてに「任意継続加入者証」「任意継続掛金納付通知書」（自動振替はできません）等を送付します。納付期限までに任意継続掛金の支払いがない場合、任意継続加入者の資格は喪失しますので注意してください。

（注一）任意継続加入者の申し出の条件である「引き続き一年と一日以上」の期間には、過去の任意継続加入者の期間は含まれません。

（注二）資格喪失日から二年の間に七十五歳を迎える人については、任意継続加入者の期間は七十五歳の誕生日の前日までになります。

◎「資格喪失報告書」等については事前受付も実施します（二〇頁参照）。

短期 関係

■傷病手当金

退職日まで引き続き一年以上加入者であった人が、退職時に傷病手当金を受けており、その後も労働能力がなく病気療養をしている場合は、継続して傷病手当金を受けることができます（加入期間中に傷病手当金を受ける要件を満たしているながら、学校法人等から基本額以上の給与が支払われていたため、加入期間中は傷病手当金を受けなかった人も含まれます）。

ただし、雇用保険における基本手当受給のため求職の申し込みをしたときは対象外となります。

また、障害給付（年金又は一時金）及び退職・老齢を事由とする年金を受けている場合には、傷病手当金は受けることができません。

■出産費

退職日まで引き続き一年以上加入者であった人が退職後六か月以内に出産したときは、出産費を受けることができます（付加給付はありません）。

ただし、加入者であった人が配偶者等の被扶養者となって出産したときは、私学共済制度の資格喪失後の出産費か、配

偶者等が加入している健康保険制度から支給される家族出産費（又は家族出産育児一時金）のいずれか一方を選択して受けることとなります（両方からは受けられません）。

* 出産前に本人として他の健康保険制度（国民健康保険を除きます）に加入したときは、私学共済制度の資格喪失後の出産費は受けることができません。

■出産手当金

加入者であった人が、退職時点で出産手当金を受けているか、受ける要件を満たしているときは、引き続き出産手当金を受けることができます。

■埋葬料

加入者であった人が退職後三か月以内に死亡したときは、埋葬料を受けることができます（付加給付はありません）。

* 退職後、本人として他の健康保険制度（国民健康保険を除きます）に加入したときは、私学共済制度の資格喪失後の埋葬料は受けることができません。

年金 関係

■六十歳未満の人が退職した場合

①加入者期間が一年以上の人

昭和二十八年四月一日以前に生まれた人は、六十歳になったときに退職共済年金の受給権が生じます。

その後生まれた人は、支給開始年齢が段階的に引き上げられます（平成二十年版「事務の手引」四四九頁参照）。

② 加入者期間が一年未満の人

六十五歳になったときに退職共済年金の受給権が生じます。

③ 請求手続き

退職共済年金の受給年齢に達する一か月前に、共済事業本部又は各ガーデンパレス（東京・京都を除きます）の共済業務課に照会してください。

退職共済年金の受給要件として、加入者期間等が二十五年以上必要となります。

■ 退職共済年金の決定を受けている人が退職した場合

① 七十歳未満の退職

資格喪失後、「退職共済年金改定請求書（退職用）」を年金者あてに送付しますので、学校法人等を経由せず、直接共済事業本部に提出してください。

なお、退職後一か月以内に再び加入者となった場合は、退職改定に該当しないことがあります。

② 七十歳の「みなし退職」後の実退職

退職改定の手続きは必要ありません。

■ 求職の申し込みをした場合

六十五歳未満の人が受給する特別支給の退職共済年金は、雇用保険の基本手当

との調整が行われます。ハローワークに求職の申し込みをしたときは、届け出が必要となりますので、共済事業本部に照会してください。

■ 国民年金の届け出

私学共済制度の加入者が退職すると、退職した加入者とその加入者に扶養されている配偶者（被扶養配偶者）は、国民年金への届け出が必要になる場合があります。この届け出がないと、将来年金が受給できなくなることがありますので、次のような場合は、再就職先の事業所又は市区町村の国民年金担当の窓口で届け出を行ってください。

なお、国民年金の強制加入は六十歳未満です。退職した加入者やその被扶養配偶者が六十歳以上の場合は、届け出の必要はありません。

三月三十一日退職の場合

① 四月一日に再就職する場合

- ・ 加入者本人 ↓ 不要
- ・ 被扶養配偶者 ↓ 「種別確認届」を提出

* 届出先 ↓ 再就職先の事業所

② 四月一日からは無職又は自営業となる場合

- ・ 加入者本人 ↓ 「種別変更届」を提出
- ・ 被扶養配偶者 ↓ 「種別変更届」を提出

* 届出先 ↓ 市区町村の 国民年金担当窓口

七十五歳以上で引き続き私学に勤務している教職員への 保健事業の実施について

（平成二十一年四月一日実施予定）

私学事業団では、加入者であった教職員の健康保持や増進のための事業として、人間ドック利用費用補助等の保健事業を実施する予定です。

対象者は、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の適用を受けることにより、私学共済制度の短期給付の適用を受けなくなった人で、引き続き私学に勤務する七十五歳以上の教職員です。

長寿医療制度の被保険者にかかる健康診査等の保健事業は、後期高齢者医療広域連合の努力義務とされていますが、現時点で同制度において、私学共済制度で実施している人間ドック利用費用補助等に相当する事業が全国的に実施されていない状況にあります。このため、当分の間、本事業団で実施することとします。

詳しくは本誌三月号でお知らせします。

七十五歳到達月における 高額療養費算定基準額の 特例について

（平成二十一年一月一日施行）

月の途中で七十五歳となり私学共済制度の加入者から長寿医療制度の被保険者となる場合、二つの制度に自己負担限度額を支払うことから、負担額が二倍となっていました。

この問題を解消するため七十五歳到達月については、各医療保険制度における自己負担限度額を本来額の二分の一とする改正が行われました。

なお、高額療養費は自動払いとなっており、従来どおり請求手続きの必要はありません。

短期掛金率のうち 「特定保険料率」に相当する 掛金率について

（平成二十一年四月一日実施予定）

長寿医療制度が創設されたことに伴い、私学事業団等の医療保険者は、老人保健制度への拠出金等に代わり長寿医療制度への支援金等を拠出していきます。

そこで、共済規程を一部変更し、二十一年度から他の医療保険者と同様に、短期掛金率のうち健康保険法における特定保険料率（後期高齢者支援金等に充てるための保険料率）に相当する掛金率を算出して定め、加入者に周知することとしました。

詳しくは追ってお知らせします。

共済業務

〒113-8441
文京区湯島1-7-5
☎03(3813)5321(代表)
ご照会の際には、学校番号、加入者番号をお手元にご用意くださるよう、お願いします。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

任意継続加入者掛金納付通知書の送付

- (1)平成21年3月中に任意継続加入期間が満了する人
3月上旬に、「任意継続加入期間満了のお知らせ」と国民健康保険等へ加入する際に必要となる「資格証明書」を任意継続加入者の住所あてに送付します。
- (2)平成21年4月以降引き続き任意継続加入期間のある人
3月上旬に21年度分の「任意継続掛金納付通知書」(以下「納付通知書」といいます)を任意継続加入者の住所あてに送付します。
- ※21年度中に75歳を迎え、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の対象となる任意継続加入者について
75歳の誕生日(資格喪失日)の属する月の前月分までの「納付通知書」を送付します。75歳の誕生日以降は広域連合に長寿医療制度の保険料を納付することになります。

なお、誕生月の前月に事前連絡書及び75歳未満の被扶養者が国民健康保険等に加入する際に必要となる「資格証明書」を任意継続加入者の住所あてに送付します。「資格証明書」は、被扶養者の有無に関わらず、すべての人に送付します。

産科医療補償制度の導入に伴う出産費等の一部改正について(1月1日施行)

本誌昨年12月号でお知らせしました出産費及び家族出産費の支給額の改正が決定しました。
手続き方法など詳しくは、1月中旬に学校法人等あてに送付しました通知文をご覧ください。

「政管健保への財政支援法案」は廃案となりました

本誌昨年8月号でお知らせしました政管健保への財政支援法案は、昨年末、審議未了で廃案となりました。

積立貯金関係書類の送付先にご注意ください

積立貯金関係書類の送付先は、昨年5月より下記の私書箱あてとなっています。お間違えのないようご注意ください。

〒101-8709

日本郵便神田支店私書箱第103号

日本私立学校振興・共済事業団 共済事業本部 貯金係

共済事業本部の代表電話がつながりにくい状態になっており、ご迷惑をおかけしております。特に、月曜日や午前中は電話が大変混雑しておりますので、ご了承ください。

任意継続加入者から再資格取得する場合の被扶養者認定申請について

被扶養者のいる私学共済制度の任意継続加入者が再資格取得した場合、「被扶養者認定申請書」の添付書類を省略することができます。申請の際は「被扶養者認定申請書」の余白に任意継続からの再資格取得である旨及び任意継続加入時の加入者番号を朱書きしてください。

ただし、「資格取得報告書」の提出のみで「被扶養者認定申請書」の提出がないと、被扶養者の認定はされませんのでご注意ください。また、新たに被扶養者の要件を備える人ができたときは、「被扶養者認定申請書」に添付書類が必要となります。

加入者向広報「レター」3月号を3月上旬に学校法人等あてに送付します。

2月の共済業務スケジュール

2日(月)	掛金 12月分納期限 貸付 送金
5日(木)	貸付 1月分定期償還期限
10日(火)	貯金 払込期限(必着)
13日(金)	貸付 申込・任意償還申出締切
20日(金)	貯金 送金
23日(月)	貸付 送金
25日(水)	貯金 払戻・解約請求締切 積立共済年金 脱退申出等締切
27日(金)	貸付 翌月23日送金申込締切

3月の共済業務スケジュール

	資格事前受付開始
2日(月)	掛金 1月分納期限 掛金 1月分口座振替(自振校のみ) 貸付 2月分定期償還口座振替(自振校のみ) 貸付 送金
5日(木)	貸付 2月分定期償還期限
10日(火)	貯金 払込期限(必着)
13日(金)	貸付 申込・任意償還申出締切

INFORMATION

「月報私学」表紙写真の募集

本誌の表紙写真を私立学校から広く募集します。下記のテーマに沿った写真をふるってご応募ください。採用させていただく場合には改めてご連絡します。

○募集テーマ

四季折々の季節感のある私立学校の学園風景（授業、クラブやスポーツ活動、学校行事、キャンパスのシンボルやランドマーク等）。

○写真形式

デジタル（ファイルサイズ2MB程度）、プリント、ポジいずれかの写真

○応募方法

写真を同封又は添付のうえ、学校法人等名、担当者名及び連絡先を記入していただき、郵送もしくはメールでご送付ください。

※写真は原則として返却いたしません。

※応募作品は著作権などの権利が応募時点で応募者に帰属するものに限りします。

※採用作品は、本事業団が「月報私学」の表紙写真として使用し、冊子として刊行、本事業団ホームページで公表するほか、「月報私学」表紙写真の募集広告に使用することがあります。

※撮影対象の肖像権侵害などの責任は負いかねます。応募に際しては、必ず撮影対象者の承諾及び上記事項への使用許可を得てください。

○応募・問い合わせ先

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

日本私立学校振興・共済事業団 企画室

☎03 (3230) 7810・7811

Eメール kikaku@shigaku.go.jp

助成業務

〒102-8145
千代田区富士見1-10-12
☎03 (3230) 1321 (代表)
http://www.shigaku.go.jp/s_home

助成業務の貸付金にかかる償還のご案内 (平成21年3月分)

助成業務の貸付金にかかる元金・利息の償還については、契約締結後にお送りしました「償還年次表」及び後日お送りします「貸付金返済期日のご案内」を参照のうえ、振込指定期日までに私学事業団指定口座にご入金ください。

振込指定期日を過ぎますと、その翌日から支払日（本事業団の口座に入金された日）までの期間について、遅延損害金が発生しますので、ご注意ください。

償還金の振り込みにあたっては、次の点に留意してください。

- ①「貸付金返済期日のご案内」に同封する「振込依頼書」を使用し、「電信扱い」にしてください。
- ②償還金は、必ず「学校法人単位」で一括してお振り込みください（設置学校ごとに分割しての振り込みは、ご遠慮ください）。

※特に3月は約定償還月にあたります。

遺漏のないようお取り計らいください。

融資部 融資課

☎03 (3230) 7868~7870

Eメール yushi@shigaku.go.jp

「私学情報資料室」のご案内

私学事業団九段事務所の1階「私学情報資料室」では大学、短大法人の規程集、自己点検・評価報告書、学校案内など私立学校の図書資料を収集整理し、私学関係者の閲覧利用に供しています。

規程については調べたい項目でデータベース検索することも可能です。制度等の見直しや規程改正をお考えの際、ぜひご利用ください。

私学経営情報センター 私学情報室

☎03 (3230) 7846・7847

Eメール center@shigaku.go.jp

会計処理等のご質問・ご相談を承っています

私学経営情報センターでは、会計処理をはじめとして、人事・学務等、私学経営全般にわたるご質問、ご相談について、電話やFAX、Eメール等で随時承っています。ぜひご利用ください。

私学経営情報センター 私学情報室

☎03 (3230) 7846・7847 (会計処理)

☎03 (3230) 7839 (私学経営全般)

Eメール center@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

インターネットで宿泊予約ができます。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

楽しみ方いろいろ、春を待つ大阪ガーデンパレス

湯ったり爽快、満腹プラン

天然温泉で「湯ったり爽快」食い倒れの地で「舌つづみ」



天然温泉「ひなたの湯」

- 21年8月31日までのプランです。
- ご夕食は厳選の和食、ご朝食は30品目以上のバイキングとなります。
- 天然温泉はホテル真向かいの「ひなたの湯」をご利用いただけます(バスタオルセットはご用意いたします)。

1泊2食 1名様

8,800円



ご夕食(イメージ)

ご予約・問い合わせ先 ☎06(6396)6211 宿泊フロント

假屋崎 省吾

フラワーデモンストレーション&トークショー

平成21年2月27日(金)18:00~

コース料理とトークショー、生花実演イベントをお楽しみください。

加入者特別料金

1名様 **15,000円**



假屋崎 省吾

華道家。花・ブーケ教室主宰。美輪明宏氏より「美をつむぎ出す手を持つ人」と評され、繊細かつ大胆な作風と独特の色彩感覚には定評がある。

ご予約・問い合わせ先 ☎06(6396)6212 宴会予約係

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT



大阪カーテンパレス

〒532-0004 大阪府大阪市淀川区西宮原1-3-35 ☎06(6396)6211

(地下鉄新大阪駅②号出口よりシャトルバスを運行)

<http://www.hotelgp-osaka.com>

融資事業のご案内

施設整備資金に事業団融資のご検討を!

◆融資金利表 (平成21年2月1日現在)

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
校(園)舎、体育館、講堂、遊戯室等の建築事業等並びに校(園)地の買収事業等(一般施設費)	1.9	1.3	1.2
寄宿舎、国際交流会館、セミナーハウス等の建築事業並びに当該施設建築のための土地買収事業等(特別施設費)	2.0	1.4	—
校教具、通園バス等 ※幼稚園、特別支援学校、専修学校が対象(教育環境整備費)	—	—	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.9
大型設備・情報技術整備等(教育環境整備費)	—	1.3	—

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。
 ※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象となります。

- 校舎、園舎等の施設の建築(改修も含まれます)
- 校地、園地の購入
- 機器備品の購入

私学事業団融資は、長期借入・固定金利・元金据置(最大2年間)・元金均等返済です。

施設整備をご計画なら、「安心で安定感ある」事業団資金のご利用を検討されてはいかがでしょうか。

平成21年度融資のご希望については、2月中旬頃に照会予定です。
 ご回答お待ちしております。



ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先
(私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7862~7867
 Eメール yushi@shigaku.go.jp